

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百八十一号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和六年九月一日から適用する。

令和六年八月三十日

厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表	別表
I (略)	I (略)
II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格	II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格
001～122 (略)	001～122 (略)
123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル	123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) <u>パルスフィールドアブレーション用</u> <u>681,000円</u>	(新設)
124～188 (略)	124～188 (略)
<u>189 削除</u>	<u>189 ヒト骨格筋由来細胞シート</u>
	(1) <u>採取・継代培養キット</u> <u>6,480,000円</u>
	(2) <u>回収・調製キット</u> <u>1枚当たり 1,710,000円</u>
190～227 (略)	190～227 (略)
<u>228 培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キット</u> <u>9,464,500円</u>	(新設)
<u>229 弁周囲欠損孔閉鎖セット</u> <u>675,400円</u>	(新設)
III～V (略)	III～V (略)
VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格	VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格
品 名 単 位 材料価格	品 名 単 位 材料価格
001 (略)	001 (略)
002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用 (J I S適合品)	002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用 (J I S適合品)
1 g <u>10,300円</u>	1 g <u>9,232円</u>
003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用 (J I S適合品)	003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用 (J I S適合品)
1 g <u>8,991円</u>	1 g <u>7,923円</u>
004 歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)	004 歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)
1 g <u>9,086円</u>	1 g <u>8,018円</u>
005 歯科用14カラット合金用金ろう	005 歯科用14カラット合金用金ろう
1 g <u>9,075円</u>	1 g <u>8,007円</u>

(J I S 適合品)				(J I S 適合品)			
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金	1 g	<u>3,045円</u>		006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金	1 g	<u>2,760円</u>	
(金12%以上 J I S 適合品)				(金12%以上 J I S 適合品)			
007~009 (略)				007~009 (略)			
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう	1 g	<u>4,560円</u>		010 歯科用金銀パラジウム合金ろう	1 g	<u>4,237円</u>	
(金15%以上 J I S 適合品)				(金15%以上 J I S 適合品)			
011 歯科鑄造用銀合金 第1種	1 g	<u>179円</u>		011 歯科鑄造用銀合金 第1種	1 g	<u>159円</u>	
(銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品)				(銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品)			
012 歯科鑄造用銀合金 第2種	1 g	<u>204円</u>		012 歯科鑄造用銀合金 第2種	1 g	<u>184円</u>	
(銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品)				(銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品)			
013 歯科用銀ろう (J I S 適合品)	1 g	<u>245円</u>		013 歯科用銀ろう (J I S 適合品)	1 g	<u>233円</u>	
014~069 (略)				014~069 (略)			
VII~IX (略)				VII~IX (略)			